

(公印省略)

地農第2457号
平成30年12月28日

関係団体の長 殿

大分県農林水産部長

平成30年度大分県農薬指導士更新研修の実施について（通知）

農薬の適正使用の推進に関しましては、平素より御協力いただき感謝申し上げます。

さて、大分県農薬指導士認定制度につきましては、平成15年度から、期間を設けない認定制度となっておりますが、認定者の定期的な資質向上を図るため、平成30年度から3年ごとの更新制度を導入いたしました。

これにあたり、平成30年度は、別添案内のとおり更新研修を実施しますので、関係者へ周知ください。

なお、既存の農薬指導士認定者に対しては、当課から通知しているものの、農薬指導士認定時の住所から異動し、通知先が不明となった認定者も多くなっておりますので、更新制度の導入について、関係者へ幅広く周知いただけますよう、ご協力をお願いいたします。

(参考) 以下URLから関係書類をダウンロードできます。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/15060/h30shidoshi-kousin.html>

担当

地域農業振興課 安全農業班 溝腰

TEL: 097-506-3663 FAX: 097-506-1758

E-mail: a15060@pref.oita.lg.jp



平成30年度大分県農薬指導士【更新研修】のご案内

1 大分県農薬指導士の更新について

大分県では、大分県農薬指導士認定制度について、資質向上を図るため、平成30年度から、3年ごとの更新制度を導入することとなりました。更新の要件は、更新研修の受講（受講費用・資料代等は無料）であり、試験はありません。

一方で、平成29年度までに2,000名以上の農薬指導士が認定されており、すべての方に一度に更新研修を受講いただくのは難しいところです。

そこで、以下のとおり、認定年度により3グループに分け、それぞれ認定期間の限度を定めるとともに、それまでに更新研修を受講いただくこととしました。

- ・グループ1：平成19年度までに農薬指導士の認定を受けた方
平成32年3月末まで認定期間があると見なしますので、それまでに更新研修を受講ください。
- ・グループ2：平成20年度から平成23年度までに農薬指導士の認定を受けた方
平成33年3月末まで認定期間があると見なしますので、それまでに更新研修を受講ください。
- ・グループ3：平成24年度から平成29年度までに農薬指導士の認定を受けた方
平成34年3月末まで認定期間があると見なしますので、それまでに更新研修を受講ください。

なお、上記期間までに更新研修を受講いただかなければ、大分県農薬指導士の認定が失効しますので、ご注意ください。

2 平成30年度 大分県農薬指導士の更新研修について

研修開催日時・開催場所：裏面のとおり。

受講資格：受講資格：大分県農薬指導士の認定を受けた者

(既存の認定者すべてに受講資格があります。)

※ 平成30年度の更新研修においては、グループ2、3の方であっても受講できますが、定員超過の場合は、グループ1の方を優先させ、グループ2、3の方をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

3 更新研修の受講手続等

| | |
|----------|---|
| 受付期間 | 平成31年1月4日（金）から、開催場所ごとに定めた申込み受付期限まで。 (2月5日の研修申込みは、受付期間が短くなっておりますので、ご注意ください) |
| 提出書類 | (1) 大分県農薬指導士更新研修受講申請書（兼変更届）（別記様式第7号） (2) 誓約書（別記様式第3号） |
| 申込書等の提出先 | 大分県農林水産部地域農業振興課 安全農業班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号（本館9階） 郵送で送付、又はご持参ください。（持参は平日8:30～17:15のみ対応） |

申請から更新認定までの流れ

- ① 更新研修の申請書を県あて提出いただきます。
- ② 更新研修の申請書を県が受理し、受講者を決定します。
- ③ 県は、受講決定者あてに、決定した旨の通知書（受講決定通知書）を郵送します。
- ③ 受講者は、受講決定通知書をご持参のうえ、各受講会場にて研修を受講します。
- ④ 県は、研修を受講した者に対して、認定証を交付します。

(裏面へ)

4 更新研修の開催日時及び場所

| 開催日 | 時間 | 地域 | 開催場所 | 受付人数 | 申込み受付期限 (平成31年) |
|---|----------------------------------|----|---|------|--------------------|
| 平成31年2月5日(火) ※ 新規認定研修の午後の部を、 更新研修とします。 (午前の部も受講可能) | 受付 12:30～13:00 研修 13:00～16:40 | 中部 | 大分県教育会館(多目的ホール) 大分市大字下郡496-38 | 80名 | 1月18日(金)まで |
| 平成31年2月18日(月) | 受付 13:00～13:30 研修 13:30～16:30 | 東部 | 日出町保健福祉センター 多目的ホール 速見郡日出町大字藤原2277番地 | 100名 | 2月1日(金)まで |
| 平成31年2月19日(火) | 受付 13:00～13:30 研修 13:30～16:30 | 北部 | 宇佐文化会館・ウサノピア(小ホール) 宇佐市法鏡寺224 | 100名 | 2月1日(金)まで |
| 平成31年2月25日(月) | 受付 13:00～13:30 研修 13:30～16:30 | 豊肥 | 豊後大野市三重農村環境改善センター 豊後大野市三重町玉田1128番地 (豊後大野市社会福祉協議会) | 100名 | 2月4日(月)まで |
| 平成31年2月26日(火) | 受付 8:30～9:00 研修 9:00～12:00 | 南部 | 大分県南部振興局 4階大会議室 佐伯市長島町1丁目2-1 | 40名 | 2月4日(月)まで |
| 平成31年3月18日(月) | 受付 13:00～13:30 研修 13:30～16:30 | 西部 | 大分県西部振興局 4階大会議室 日田市城町1-1-10 | 80名 | 2月25日(月)まで |
| 平成31年3月19日(火) | 受付 13:00～13:30 研修 13:30～16:30 | 中部 | 大分県教育会館(多目的ホール) 大分市大字下郡496-38 | 200名 | 2月25日(月)まで |

(備考)

1. 研修資料は、当日配布します。筆記用具は持参願います。
2. 試験はありませんが、研修のすべてを受講いただく必要があります。(遅刻・途中退席不可)
3. 受講は無料です。また、テキスト代等もかかりません。
4. 会場には無料の駐車場がありますが、車でお越しの方は、できる限り乗り合わせ願います。
5. 受講人数の増減により、急遽、会場が変更となる場合があります。変更があった場合は、受講決定通知時にお知らせします。

5 問い合わせ先

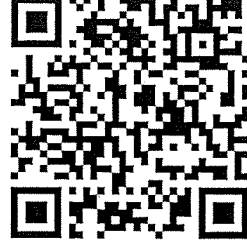
大分県農林水産部地域農業振興課 安全農業班 (担当：溝腰)

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 TEL: 097-506-3663 FAX: 097-506-1758

以下URLに、申請様式や会場案内地図等がありますので、参考としてください。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/15060/h30shidoshi-kousin.html>

(または、大分県のホームページ(トップページ)から「農業指導士 更新」で検索ください。)



別記様式第7号

大分県農薬指導士 更新研修受講申請書 (兼 変更届)

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者 氏 名 印
生年月日
電話番号

大分県農薬指導士更新研修を受けたいので、大分県農薬指導士認定事業実施要領第5の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

記

1 大分県農薬指導士認定番号及び認定年度

第 _____ 号、 _____ 年度認定

2 農薬指導士の認定期間： _____ 年 3月 31日まで

3 更新研修受講希望日 (必ず第二希望日まで記入すること)

第一希望日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 (地域名 _____)

第二希望日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 (地域名 _____)

4 住所、氏名、勤務先等の変更 (前回の研修受講時から変更がある場合のみ)

前回の研修受講時から変更がある項目について、にチェックを入れ、変更内容を記載してください。(住所、氏名は、上記申請者欄に新しい内容を記載する)

氏 名 (変更前： _____)

住 所 (変更前： _____)

変更後の勤務先名称： _____

※個人生産者にあつては「個人生産者」と記載する。

業務に従事していない者は「該当なし」と記載する。

変更後の勤務先所在地： _____

大分県 _____

※ 同一勤務先で複数名が受講する場合、できる限りまとめてご提出ください。

※ 2 参加者多数のため第一希望日に沿えない場合は、その旨連絡いたします。

※ 3 4について、前回の研修受講時の記載内容を覚えていない場合は、ご記載ください。

別記様式第3号

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人では ありません。

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

(ふりがな)

氏 名 _____ ㊟

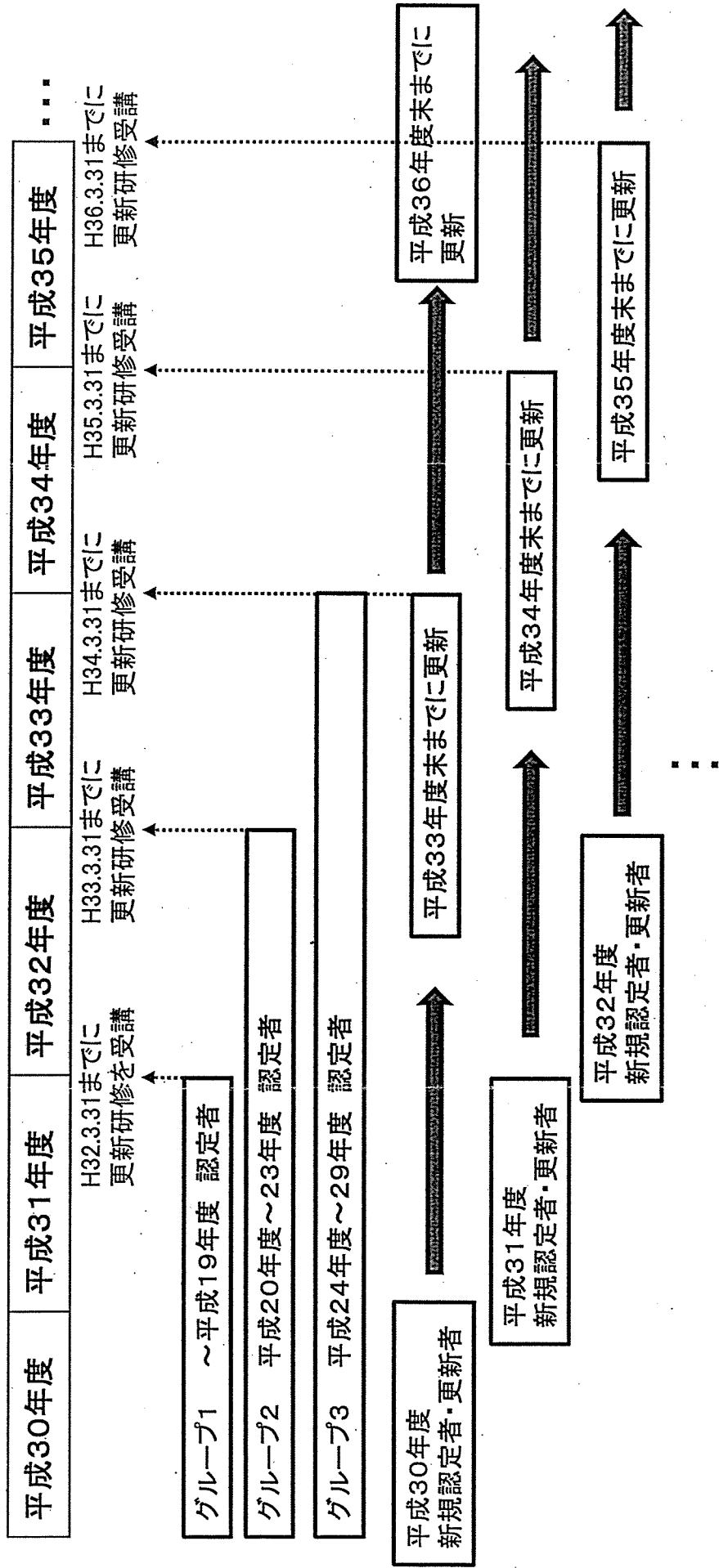
生年月日 (明治・大正・昭和・平成) _____ 年 月 日(男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

農業指導士 更新制度における更新イメージ

既存の農業指導士認定者の更新研修受講期限

- ・グループ1：平成19年度までに農業指導士の認定を受けた方
平成32年3月末まで認定期間があると見なしますので、それまでに更新研修を受講ください。
- ・グループ2：平成20年度から平成23年度までに農業指導士の認定を受けた方
平成33年3月末まで認定期間があると見なしますので、それまでに更新研修を受講ください。
- ・グループ3：平成24年度から平成29年度までに農業指導士の認定を受けた方
平成34年3月末まで認定期間があると見なしますので、それまでに更新研修を受講ください。



以後も、新規認定、又は更新後3年ごとに更新研修を受講し、認定を維持していただきます。